

資格書類の更新と税率の改正

市では、マイナ保険証の有無に応じて、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中に送付します。また、令和7年度の国民健康保険税の税率を変更しました。

国民健康保険税の税率

所得割率は所得に対する税率、均等割額は1人当たりの金額、平等割額は1世帯当たりの金額。

区分		改正前	改正後
基礎課税分	所得割率	6.59%	6.81%
	均等割額	2万1,000円	2万2,100円
	平等割額	1万8,100円	1万9,100円
	課税限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税分	所得割率	1.95%	2.13%
	均等割額	7,900円	8,700円
	課税限度額	22万円	24万円
介護納付金課税分	所得割率	1.72%	1.77%
	均等割額	1万5,300円	1万5,700円
	課税限度額	17万円	17万円
合計	所得割率	10.26%	10.71%
	均等割額	4万4,200円	4万6,500円
	平等割額	1万8,100円	1万9,100円
	課税限度額	104万円	106万円

国民健康保険証・資格確認書を一斉更新

市では、保険証や資格確認書、資格情報のお知らせといった国民健康保険に関する資格書類を8月1日(金)に一斉更新します。国民健康保険加入者のマイナ保険証(健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード)の有無に応じて、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを、7月中に郵送します。

新しい資格確認書は簡易書留で送付します。配達時に不在の場合は、「郵便物ご不在連絡票」が投函され、資格確認書は郵便局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は保険年金課(市役所1階)で保管しますので、官公署が発行している写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りに来てください。

新しい資格情報のお知らせは、普通郵便で送付します。すでに資格情報のお知らせが手元にあり、

記載内容に変更がない人には、新たに送付しません。

納入通知書を発送

国民健康保険税(国保税)を納付書や口座振替などで納付する世帯主には7月14日(月)に、年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には7月18日(金)に、それぞれ納入通知書を発送します。

令和7年度の

国保税の税率が変わりました

国保税は、医療費などに充てられる基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、40〜64歳の人に課税される介護納付金課税分にそれぞれ合計額が世帯主に課税されます。

市では、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一化に対応するため、令和6年度から国保税の税率の見直しを行っています。令和7年度の税率は上表の通りです。

国保税の税率は、県によって市

初めての人は事前に登録を

マイナ保険証

医療機関・薬局などで、マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に登録が必要です。

くわしくはマイナポータル特設ページで確認してください。



マイナポータル
特設ページ

町村ごとに決められた標準保険料率を参考に決定しています。今後も加入者の皆さんの理解を得ながら国保運営の健全化に努めていきますので、ご協力をお願いします。なお、国保税の軽減措置を受けられる場合があります。詳細は9ページで確認してください。
※くわしくは保険年金課(☎050・1808・7160)へ。